

## 測量CPD（継続教育）制度に関するQ & A

（H18.4.24改訂）

Q 1 測量CPDに登録するときに必要な書類は、どのようなものがありますか。

A 1 登録などに必要な書類は、4種類あります。また、この様式は、測量協会ホームページ（測量継続教育（CPD）マニュアル）の「測量CPD各種の申請等様式」からも入手することができます。

様式1 測量CPD学習プログラム認定申請書……講習会等を企画し、その講習会を学習プログラムとして認定を申請するとき（本部及び支部から申請）

様式2 測量CPD学習履歴台帳登録申請書・技術者証発行申請書……新規登録・登録内容変更・技術者証再発行・技術者証更新をするとき

様式3 測量CPD学習履歴登録申請・受講証明書……学習履歴を登録するとき、登録するための受講証明書を発行依頼するとき

様式4 測量CPD学習履歴証明書申請書……学習履歴の証明を申請するとき

Q 2 測量協会の会員ではありませんが参加できますか。

A 2 参加できます。ただし、会員以外のかたは、参加に要する諸費用など実費が必要です。

Q 3 他の団体の講習会を受講したのですが、学習プログラムを認定されますか。また、学習プログラムに載っていない講習会を受講しましたが、その講習会は学習プログラムとして認定されますか。

A 3 他の団体の講習会で測量CPD企画委員会に学習プログラムおよび学習ポイントの認定申請をして決定した学習プログラムのみが対象です。

学習プログラムに載っていない講習会は、主催する団体等が測量CPD企画委員会に認定を受けた後に、学習プログラムの対象になります。

なお、測量協会が共催となっているものは、対象になります。

Q 4 他の団体の委員会の委員をしましたが、学習ポイントの対象になりますか。

A 4 測量協会で行っている測量技術に係わる委員会に限ります。

Q 5 資格取得のための準備説明会に参加しましたが、対象になりますか。

A 5 測量協会認定された学習プログラム以外は、対象になりません。

測量協会では、国家資格取得のための、受験対策セミナー（通信添削、通信教育、練習セミナー）が、対象となります。

Q 6 国土地理院技術発表会を聴講しましたが、学習ポイントになりますか。

A 6 各種発表会の聴講だけでは学習のポイントにはなりません。測量CPD企画委員会認定決定した講演会やシンポジウムでの講演者及びパネラーが学習ポイントの対象になります。

Q 7 国の機関が開催したイベントでパネル展示の説明員として参加しましたが、学習ポイントの対象になりますか。

A 7 イベントの内容によりますが、イベントが測量協会の共催であり、その中でシンポジウムが企画されパネラーとなった場合には学習ポイントの対象になる場合があります。なお、測量CPD企画委員会の認定を受けている学習プログラムは、対象になります。

Q 8 国の機関が主催となり、委託を受けて開催した実践セミナー・実務研修会は、学習ポイントの対象になりますか。

A 8 国の機関が主催となっていて、委託を受けて開催したセミナー・研修会は、学習ポイントの対象になります。

Q 9 応用測量技術発表会で受賞しましたが学習ポイントの対象になりますか。また、他の学会で会長賞を受賞しましたが対象になりますか。

A 9 応用測量技術発表会で支部長から受賞したものは、学習ポイントの対象になります。また、他の学会等で測量CPD企画委員会の認定を受けている学習プログラムは、学習ポイントの対象になります。

Q 10 測量協会の学習プログラムを終了したので学習履歴に登録をしたいのですが、登録の手続きはどのようにすればよいのですか。

A 10 受講証明書により必要な手続き（様式3）を申請してください。なお、講習会受講終了と同時に申請することもできますが、主催者の指示に従ってください。受講修了書等が発行されているときは、様式3に添付して申請してください。

Q 11 講習会終了と同時に登録しなかったのですが、後でも学習履歴の登録はできますか。

A 11 講習会終了後、6ヵ月以内であれば学習履歴の登録はできます。

Q 12 他の団体に論文発表しましたが、対象になりますか。

A 12 測量協会が行っているものに限りです。ただし、測量CPD企画委員会の認定を受けている学習プログラムは、対象になります。

Q 13 他の団体で、技術図書を執筆しましたが、対象になりますか。

A 13 測量協会出版に伴う執筆に限りです。ただし、測量CPD企画委員会の認定を受けている学習プログラムは、対象になります。

Q 14 社内研修で、測量技術に係る研修会を受講しましたが、対象になりますか。

A 14 社内研修は対象にはなりません。

Q 1 5 技術者証を紛失しましたが、再発行はできますか。そのときに写真は必要ですか。

A 1 5 再発行しますので再発行の手続き（様式 2）をしてください。なお、写真の添付は不要です。

Q 1 6 登録時と会社（住所等記載事項）が変わりました。履歴登録はどのようになりますか。

A 1 6 学習履歴は継続されますので登録内容変更の手続き（様式 2）をしてください。そのときに技術者証の再発行手続きも併せてしてください。写真の添付は不要です。

Q 1 7 学習履歴を知りたいのですが、どうすればわかりますか。

A 1 7 測量協会のホームページで本人の測量 C P D 番号で確認できます。データは毎月 1 回更新ですので、1 ヶ月前までの学習履歴がわかります。

なお、詳細を知りたいときには、学習履歴の証明申請により、確認ができます。

Q 1 8 学習履歴の証明がほしいのですが。

A 1 8 証明書を発行しますので証明書発行の手続き（様式 4）をしてください。

個人と会社単位とありますので選択して申請してください。証明できるのは、1 ヶ月前を基準に過去 5 年間のものです。

なお、必要とする一部の期間、または一部の学習についても証明できます。

Q 1 9 技術者証の有効期限が来たのですが、手続きはどうすればよいのですか。

A 1 9 技術者証を更新発行しますので必要な手続き（様式 2）をしてください。

なお、写真は、申請の直前 3 ヶ月以内のものを添付してください。

Q 2 0 測量専門技術講習会を受講した後、社内で社員向けに講習会を開催し講師をしたが、C P D の対象になりますか。

A 2 0 社内で行われた講習会は対象になりません。

Q 2 1 機関誌月刊『測量』に執筆しましたが、C P D ポイントの対象になりますか。

A 2 1 執筆内容により異なります。技術報告（テクニカルレポート）、受験ゼミナール等はポイントの対象になりますが、書評やコラム的なものは対象になりません。不明な場合は当協会にお問い合わせ下さい。